

アジア好利回りリート・ファンド



英国のEU（欧州連合）離脱： アジア・オセアニアリート市場への影響について

2016年6月24日、英国で行われたEU離脱を問う国民投票の結果、英国がEUから離脱することが決定しました。残留派の勝利を想定していた金融市場では、日本株式市場を始めとした主要国・地域の株式が大幅に下落するなど、総じて軟調な展開となりました。

また、24日の東京外国為替市場では、安全資産とされる円に投資家の資金が逃避し、円は一時、1米ドル=99円台まで急騰したほか、その他の主要通貨に対しても全面高の展開となりました。

こうした状況を受け、本資料では、アジア・オセアニアリート市場への影響についてご報告します。

英国のEU離脱ショックを受けたアジア・オセアニアリート市場の動きについて

アジア・オセアニアリート市場への影響は限定的なものとなりました。

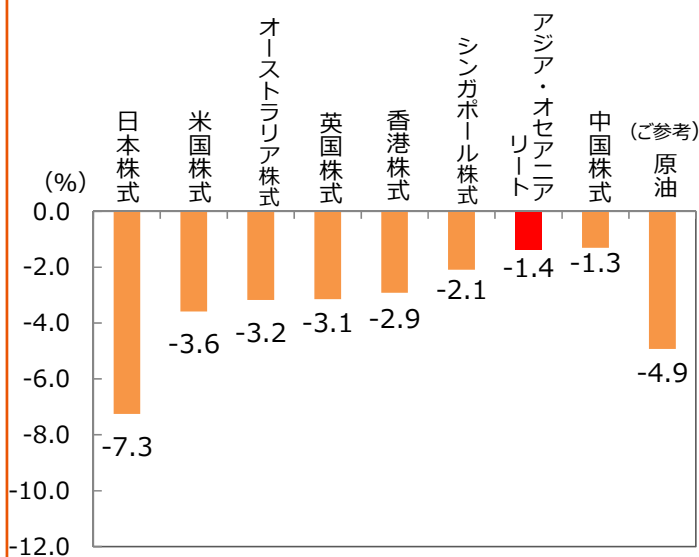
国民投票日の直前まで残留支持派がやや優勢だったこともあり、金融市場では楽観的な見方が大勢を占めていた中、開票経過で離脱が決定的となったところ取引時間中だったアジア市場から欧州へ、さらには米国へと株安が連鎖しました。また、外国為替市場では、為替が乱高下するなど24日の世界の金融市場は一時的にややパニック的な状況となりました。

この日の主要国の株式市場の動きをみると、日本株式市場が7.3%の大幅下落となった他、米国株式市場は、3.6%、英国株式市場は3.1%の下落となりました。一方で、中国株式市場が、1.3%の下落にとどまった他、アジア・オセアニアリート市場の下落は1.4%の下落にとどまりました。なお、アジア・オセアニアの主要通貨は円に対して全面安となりました。

アジア・オセアニアリート市場の下落は限定的

<主要指数の変化率>

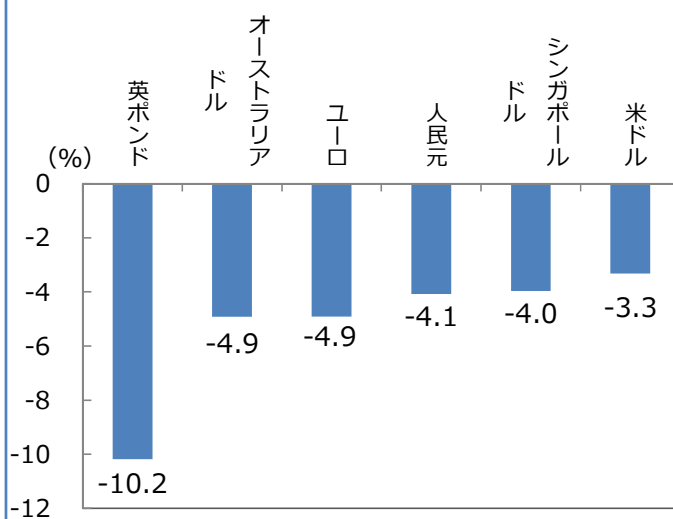
2016年6月24日（前日6月23日との比較）



円は主要通貨に対して独歩高の展開に

<主要通貨（対円）変化率>

2016年6月24日（前日6月23日との比較）



(注) 使用している主要指数は、日本株式：TOPIX（東証株価指数）、米国株式：S&P500種、英国株式：FT100指数、中国株式：上海総合指数、香港株式：ハンセン株価指数、シンガポール株式：ST指数、オーストラリア株式：ASX200指数、原油：WTI原油の先物価格、アジア・オセアニアリート：S&PアジアパシフィックREIT指数（除く日本）、いずれも現地通貨ベース。
(出所) FactSet、Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

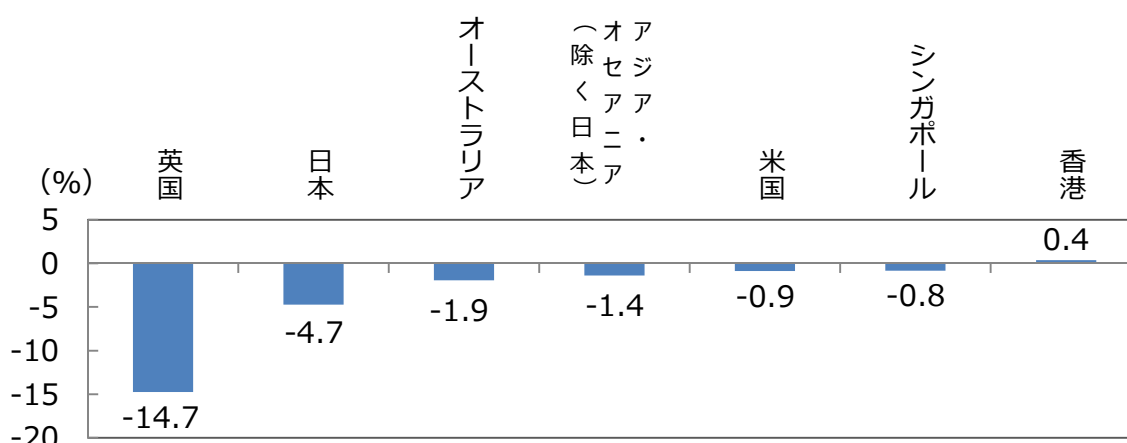
各国・地域のリート市場の動きについて

6月24日の英国リート市場は14.7%と大幅に下落。一方で、アジア・オセアニア各国・地域のリート市場の下げ幅は限定的なものとなりました。

これまで英国の経済成長をけん引してきた英国の不動産市場は、供給不足や海外からの投資資金の流入などにより活況を呈するなど、個人消費の拡大を後押ししてきただけに、今後の不動産市場への懸念から英国リート市場は大幅下落となりました。一方で、この日のアジア・オセアニアリート市場の下げ幅は、1.4%の下落にとどまりました。また、香港のリート市場においては小幅ながらも上昇するなど、英国のEU離脱による影響は限定的なものとなりました。

<各国・地域のリート指数（現地通貨ベース）の変化率>

2016年6月24日（前日6月23日との比較）



(注) リート指数のデータは、S&P先進国REIT指数の各国・地域リート指数（配当込み、現地通貨ベース）。
(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

今後の金融市場への影響について

英国のEU離脱による世界の金融市場への影響は、リーマン・ショックのような金融危機が起こる状況ではなく、市場を冷静に評価することが肝要。

6月24日に、円は一時、1米ドル＝99円台まで進みましたが、その後、102円台まで戻していることなどから、過剰反応しすぎた市場は落ち着きを取り戻したものと考えられます。

今回の問題は、リーマン・ショックの金融危機のように、もともと経済・金融に大きな不均衡があって発生したものではなく、政治的なインパクトであるため、今後、経済にどのような影響をもたらすのか冷静に評価することが肝要と考えられます。

英国は世界第5位の経済規模となっていますが、世界のGDPに占めるウエイトは4%弱と大きくありません。仮に英国の成長率が1%低下しても世界の成長率に及ぼす影響は理論的には0.04%に過ぎません。

世界経済から見た当面の注目点は、①企業心理の悪化を通じて、ユーロ圏の経済をどの程度悪化させるか、②ユーロ圏諸国の協力がうまくいかなくなる懸念からイタリアなど南欧諸国の国債や社債のスプレッド（上乗せ金利）がどの程度拡大するか、③英ポンド、ユーロがどの程度下落し、それがどの程度、米ドル、円、人民元といった主要通貨間に波及するかといった点です。

なお、ECB（欧州中央銀行）はイングランド銀行（英中央銀行）と連携し、金融市場への流動性供給と金融市場の混乱を乗り切るための措置を講じると発表しました。またIMF（国際通貨基金）のラガルド専務理事もこの措置を強く支持することを表明しています。日銀の黒田総裁も「流動性の供給に万全を期すことを通じ、金融市場の安定確保に努めていく」との声明を発表し、円が急騰すれば、円売り介入も視野にいれることとしています。

※ 上記は指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。
※ 上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。
今後、予告なく変更することがあります。

今後の見通しについて

今後の金融市場での先行きに対する不安感や、リスク回避姿勢の強まりから、リスク資産から安全資産などへの資金移動が当面の間、続くものとみられます。

今後、英国経済は大きな影響を受けることが想定されます。貿易面や、直接投資、金融など、影響は多方面におよぶと予想されます。

一方、米国経済への影響は、個人消費を中心に緩やかに拡大が続いていることから限定的と思われる。日本経済も経済対策を打つ準備はできており、影響を最小限にとどめることは可能と考えられます。

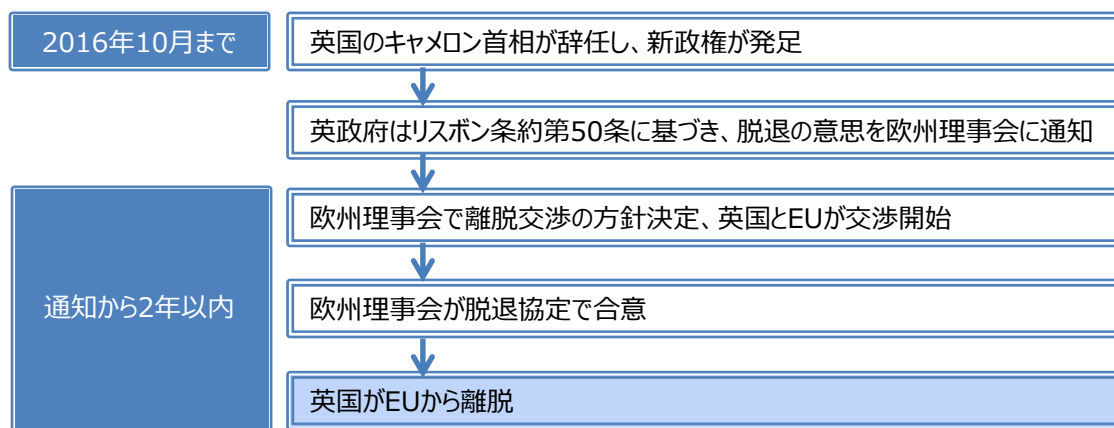
米ドル円は、米ドル安円高が進み一時100円割れとなりましたが、米国経済の底堅さや日本の政策対応を考慮すれば、100円割れは行き過ぎであり、長くは続かないと見ています。

欧州の株式市場は、今後、景気の悪化を受けて戻りの鈍い展開となる可能性があります。一方、米国株式市場は、年後半に向けて企業収益の改善が見込まれるなど、収益力は高まっており、調整は一時的なものにとどまり、その後は回復が見込まれます。

EU脱退通知後、2年間は現状維持、実際の決着は2年より延びる可能性も。

EU離脱決定には2年間の移行期間があります。この間のEUと英国の交渉により世界経済へのダメージが最小に抑えられることが期待されます。なお、実際の決着は2年より延びる可能性もあります。

<EU離脱までの流れ>



金融市場混乱の影響を受けつつも、アジア・オセアニアリートは、「リート価格の下方硬直性」や「ディフェンシブ性」への評価から、底堅い展開を予想。

金融市場の先行き不安感などから、当ファンドが投資対象とするアジア・オセアニアリート市場も、当面の間、これらの影響を受ける可能性があります。

今後の金融市場の動きや、欧米の金融政策や中国の景気減速などが各国の経済に影響を与える中で、賃料収入を源泉とするリート業績の安定性に対する信頼感が高く、利回りも高水準にあることから、今後もディフェンシブ性を発揮するとみています。

今後も世界のリート市場は、世界の金融市場の混乱を巡る不透明感などから、短期的には値動きが荒くなる局面があるとみられます。しかしながら、アジア・オセアニアのリート各社の事業環境は総じて良好であることから、市場の落ち着きや、米利上げの見通し不透明感の織り込みが進むにつれ、市場の変動性は低下し、本来のファンダメンタルズ（基礎的要因）に沿った値動きになると見込まれます。

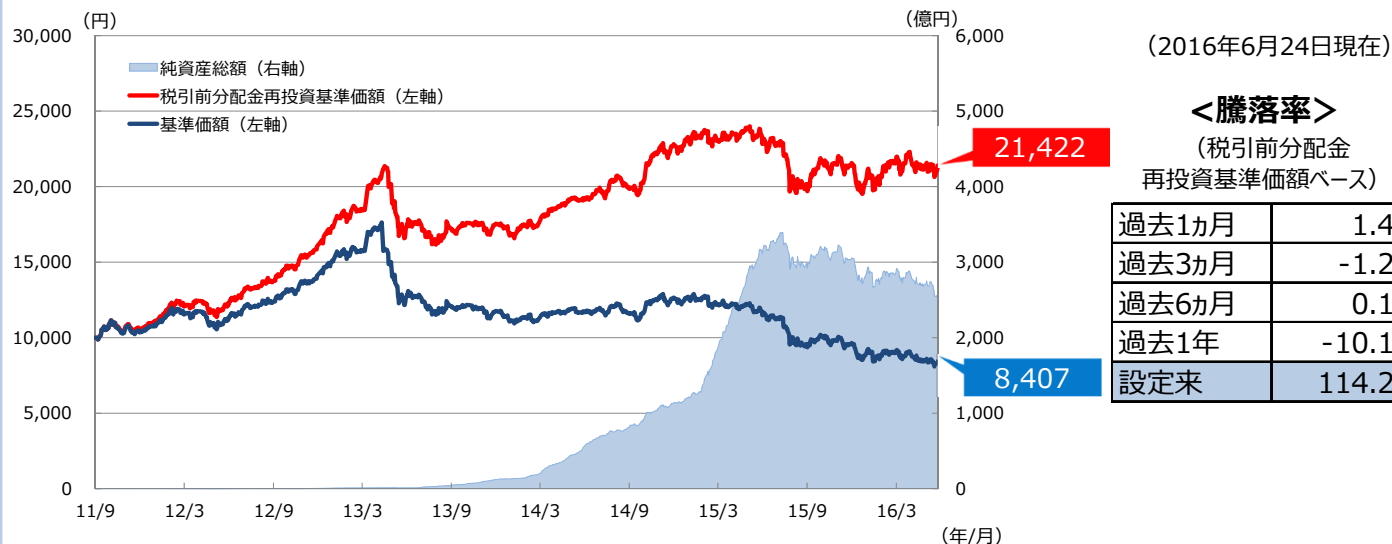
リーートのファンダメンタルズが反映されにくい市場の混乱時にこそ、業績動向を注意深く見守りつつ、バリュエーションの割安なリートに注目し、安定的なリターンの獲得を目指します。

※上記の見通しおよび運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

【ご参考】「アジア好利回りリート・ファンド」の運用実績

＜基準価額と純資産総額の推移＞

(2011年9月30日（設定日）～2016年6月24日)



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注3) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。

【ご参考】ポートフォリオの状況（2016年5月27日現在）

※以下は、「アジア好利回りリート・ファンド」が主要な投資対象とする、＜SMAM アジア・リート・サブ・トラスト＞についての情報を掲載しています。

※＜SMAM アジア・リート・サブ・トラスト＞はケイマン籍外国投資信託（円建て）であり、組入れ外貨建て資産の円換算には原則としてロンドン時間16時にWMロイターが発表するスポットレートの仲値を使用しております。

＜国・地域構成比率（％）＞

順位	国・地域	構成比率
1	シンガポール	38.5
2	オーストラリア	37.0
3	香港	18.7
4	マレーシア	0.7
5	ニュージーランド	0.5
6	タイ	0.3

＜通貨構成比率（％）＞

順位	通貨	構成比率
1	シンガポールドル	39.0
2	オーストラリアドル	37.6
3	香港ドル	19.3
4	マレーシアリンギット	0.7
5	ニュージーランドドル	0.5
6	タイバーツ	0.3

※各項目の比率は、SMAM アジア・リート・サブ・トラストの純資産を100%として計算した値です。

※国・地域名については、リートの上場市場国・地域ベースで記載しております。

※上記は過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。

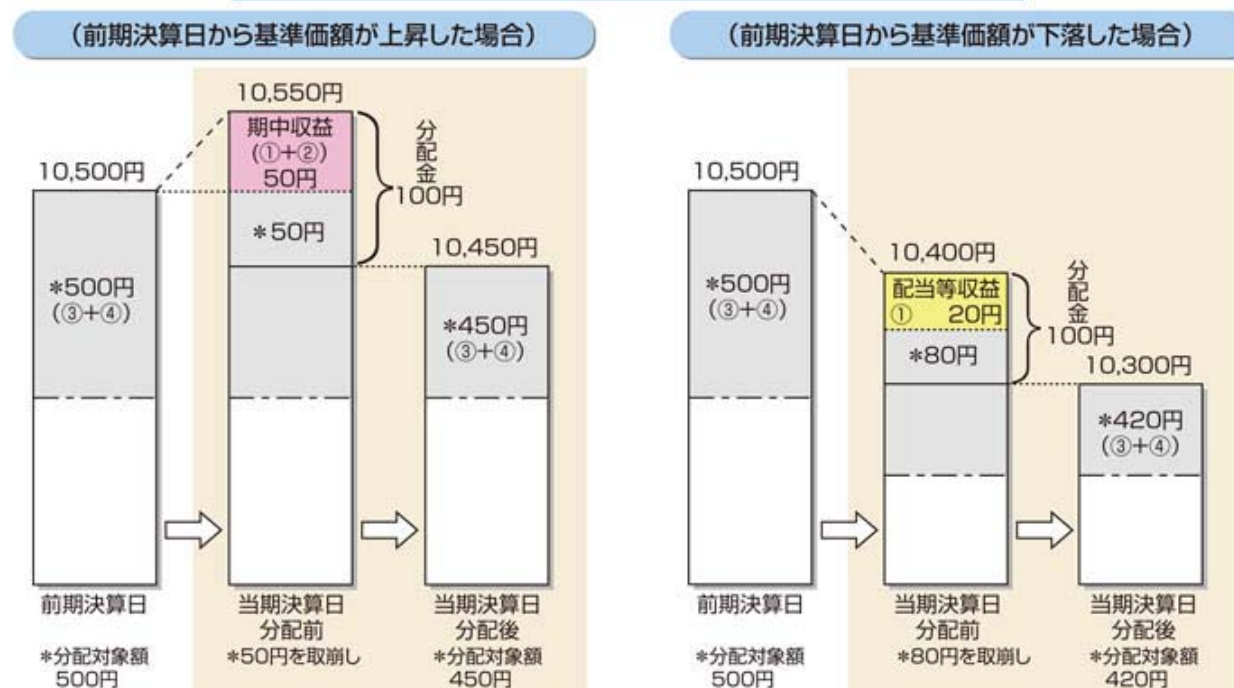
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

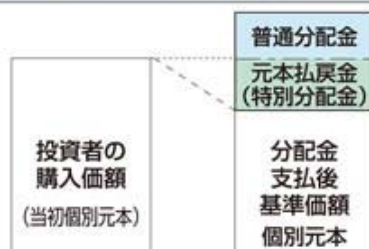


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

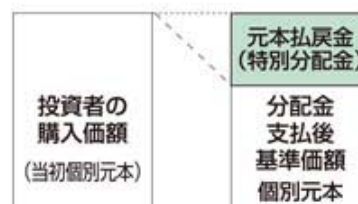
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

【ファンドの目的・特色】

＜ファンドの目的＞

投資信託への投資を通じて、主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

＜ファンドの特色＞

- 1 主として、日本を除くアジア各国・地域（オセアニアを含みます。）の取引所に上場している不動産投資信託（リート）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
 - * ファンド・オブ・ファンズにおいては、不動産投資信託等の有価証券に直接投資するのではなく、他の投資信託を組み入れることにより運用を行います。
- 2 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 3 毎月決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います。
 - 原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
 - 分配金額は、委託会社が収益配分方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の不動産投資信託を投資対象としており、その価格は、保有する不動産投資信託の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリーートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

投資対象である外国投資信託において外貨建資産を組み入れますので、当該組入資産通貨の為替変動の影響を受けます。外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資対象である外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。為替相場が組入資産通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意点＞

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

■お申込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入・換金の申込受付日	原則として、申込不可日を除きいつでも購入、換金の申込みができます。
購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降にお支払いします。
申込不可日	シンガポール、香港、オーストラリアの取引所の休業日ならびにシンガポール、香港、メルボルン、ニューヨークの銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
決算および分配	毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。 ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
信託期間	2011年9月30日から2025年9月12日まで
繰上償還	委託会社は、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなったときは、繰上償還します。 委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。 上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

■ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

①投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.78%（税抜き3.5%）を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金時：1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じた額

②投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に 年1.1124%（税抜き1.03%） の率を乗じた額 ※投資対象とする投資信託の信託報酬等を含めた場合、 年1.8124%（税抜き1.73%）程度 となります。
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

■委託会社、その他の関係法人

委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管および管理等を行います。）
販売会社	委託会社にお問い合わせください。（ファンドの募集・販売の取扱い等を行います。）

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第6号	○		○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○		○	
エイ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○			
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	
SMB Cフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第40号	○	○		
エー証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○		○	
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第43号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○			
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長（金商）第1号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○			
頭川証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第8号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第121号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第25号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○		○	
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第134号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	※1
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第29号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第50号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○			
マネック証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第172号	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第181号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○			
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第12号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第8号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第1号	○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第2号	○			
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第16号	○		○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第14号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○		○	
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○			
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○		○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○		○	
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○			
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第44号	○			
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第37号	○		○	
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第60号	○			
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○			
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○			
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第14号	○			
株式会社北越銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第48号	○		○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第10号	○			
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第11号	○			
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○		○	
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○			

備考欄について

※1：「野村ネット&コール」でのお取扱いとなります。

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。